平成 29 年度専門家派遣・相談等支援事業 (福島県最低賃金総合相談支援センター) 委託要綱

平成 29 年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)委託要綱については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第1条 最低賃金の大幅な引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、雇用の削減及び賃金の切下げを行うことなく、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産、販売方法等の改善による生産性向上を通じて賃金原資の確保を図ることはもとより、賃金制度、労働時間、安全衛生管理等の労働条件管理の見直しも重要となる。

そこで、これらの改善、見直し等について、中小企業事業主が身近な 地域で、相談、指導をワン・ストップで受けることができる専門家派遣・ 相談等を提供する。

(事業内容)

第2条 本事業の目的を達成するため、「平成29年度専門家派遣・相談等支援 事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)に係る仕様書」(別紙1) のとおり事業を実施する。

(委託の対象)

第3条 福島労働局長(以下「委託者」という。)は、競争入札に参加し落札した者(以下「受託者」という。)に委託するものとする。

(受託者の選定)

第4条 受託者の選定に当たっては、平成29年度専門家派遣・相談等支援事業 (福島県最低賃金総合相談支援センター)の入札公告により、受託を希 望する者から提案書類等の提出を求め、同事業に係る評価項目及び評価 基準(別紙2)により一般競争入札(総合評価落札方式)を実施し、受 託者を選定する。

(委託事業実施計画書の提出)

第5条 前条において、採用となった提案書類等を提出した者は、その通知を 受領した日から7日以内に「委託事業実施計画書」(別紙3)を委託者に 提出するものとする。

(契約書)

第6条 本事業の実施に必要な事項については、平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)委託契約書(別紙4)に定める。

「平成 29 年度専門家派遣・相談等支援事業 (福島県最低賃金総合相談支援センター)」に係る仕様書

第1 趣旨・目的

経営資源が不足しがちな中小企業・小規模事業者に対し、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として、賃金引上げ等のための経営管理や労務管理などの専門家による無料相談等のワン・ストップサービスを提供するため、各都道府県に最低賃金総合相談支援センター(以下「センター」という。)を設置する受託者を、以下の要領で募集する。

第2 事業の内容

1 経営課題及び労働条件管理の相談業務

受託者は、以下の条件を満たす経営管理や労務管理の専門家による無料相談・専門家派遣を行うワン・ストップサービスを提供する拠点を都道府 県に設置すること。

(1) センターの開設

受託者は、以下の条件を満たすセンターを開設すること。

ア センターの所在地は、都道府県庁の所在地又はその隣接する市とす ること。

- イ センターは、5平方メートル以上の面積を確保すること。また、パーテーション等を設置し、利用者のプライバシー保護を図ること。
- ウ センターの名称は、「福島県最低賃金総合相談支援センター」とし、 相談等の業務を行う際は、必ず当該名称を使用すること。
- エ センターには、看板などを設置し、相談・専門家派遣の業務を行っていることが明らかになるようにすること。
- (2) 労務管理の専門家の委嘱

受託者は、委託契約締結後、労務管理の専門家であり、かつ、賃金・ 退職金制度に関する専門的知識を有する者(以下「コーディネーター」 という。)を1名以上委嘱し、センターに常駐させること。

受託者は、コーディネーターの委嘱後速やかに、コーディネーターの 所属、資格等を記載した「コーディネーター等名簿」(様式第3号)を 委託者に提出すること。

(3) センターの開所日及び開所時間

ア 開所日

行政機関の休日に関する法律第1条に定める日を除き、開所すること。

なお、下記(4)のウについて、福島労働局が開所日での開催を指示した場合は、開所に替えて数日間(第4四半期を予定)の設定を必ず行うこと。

イ 開所時間

原則として、午前9時から午後5時まで開所すること。

(4) 地域の実情に応じたセンターの開所等

受託者は、地域の実情に応じて、利用者の利便性等を考慮し、上記(3)の開所日に加えて、月2日以上、以下のいずれか又は複数の措置の実施により、センターの開所等を行うこと。

- ア 土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法 律第 178 号) に規定する休日の開所
- イ 開所時間の延長(8時間を1日と換算する。)
- ウ センター以外の場所での出張相談会の開催(8時間を1日と換算(設 営、準備を含む。)

なお、出張相談の実施に当たっては、相談者の要望に応じた柔軟な 日時の設定を行うこと。

- (5) コーディネーターの業務
 - ア 中小企業・小規模事業者の来所、電話、電子メールによる相談に応じて、以下の業務を行う。
 - (ア) 賃金引上げのための中小企業・小規模事業者からの相談について、 現状の把握、問題点の整理、解決への助言・指導
 - (4) 国又は地方公共団体の中小企業支援施策の紹介、配偶者手当のあり方の検討に係る資料の提供等必要な情報の提供(業務改善助成金等の制度概要及び申請手続きの説明は必須)
 - (ウ) 賃金引上げ等(配偶者手当の見直しに係る賃金制度設計を含む。 以下同じ。)のための中小企業・小規模事業者が抱える専門的支援 課題に対して、次の場合に課題解決に最適な専門家の派遣の調整
 - ① センターにおいて、専門的支援課題を解決するために専門家派 遣の必要性を認め、中小企業・小規模事業者が専門家派遣を受け 入れる場合
 - ② 中小企業・小規模事業者が専門家派遣を求め、センターが専門的支援課題を解決するために専門家派遣の必要性を認める場合
 - (エ) 経営管理に関する専門的相談等コーディネーター自らが有する専

門的知識又は後記 2 (1) の派遣型専門家が有する専門的知識以外の相談がなされた場合に、中小企業庁が行う中小企業支援事業の窓口との連携を図り、必要な情報の提供・助言等を行うことができる専門家の派遣等を調整する等ワン・ストップサービスの提供のための必要な調整

イ コーディネーターは、業務を行った日ごとに、当該日の業務内容を 記載した「コーディネーター業務日誌」(様式第1号)を作成し、個 々の事案ごとの相談内容等を記載した「コーディネーター相談票」(様 式第2号)を作成する。

また、相談者に対して、「満足度調査票」の記入を勧奨する。

- ウ コーディネーターは、上記イの業務日誌、相談票及び満足度調査票 を、翌月10日まで(3月は3月31日まで)に受託者に提出する。
- (6) 電話及び電子メールによる相談の実施 専用のフリーダイヤル回線を開設し、利用者からの電話相談に対応す ること。

また、専用のメールアドレスを取得し、専用のパソコン機器を設置した上で、利用者からの電子メールによる相談に対応すること。なお、専用のパソコン機器には、必要なセキュリティ対策を講じること。

- (7) 受託者は、「コーディネーター等名簿」(様式第3号)に記載された コーディネーターに対して、事業の趣旨・目的の達成に資するよう、業 務の実施方法や業務改善助成金等の中小企業支援策等の業務に必要な知 識について、研修を行うこと。
- (8) 受託者は、コーディネーターの活動状況を「コーディネーター業務実施状況報告書」(様式第4号)に記載し、上記(5)ウの業務日誌、相談票及び満足度調査票の写しを添付した上で、翌月10日まで(3月は3月31日まで)に委託者あて報告すること。

2 専門家派遣業務

(1) 受託者は、賃金引上げ等のための中小企業・小規模事業者の抱える専門的支援課題に対して課題解決に最適な労務管理又は経営管理の専門家 (以下「派遣型専門家」という。)を当該中小企業・小規模事業者に直接派遣し、労務管理又は経営管理の改善(業務改善助成金等の制度概要及び申請手続きの説明、及び配偶者手当の見直しに係る賃金制度設計の支援を含む)等の支援を行う。

派遣型専門家の委嘱等については、次のとおりとする。

ア 派遣型専門家の委嘱

受託者は、委託契約締結後、下記イの業務を実施し得る労務管理又 は経営管理の専門家を1名以上委嘱すること。

受託者は、委嘱後速やかに、所属及び資格等を記載した「コーディネーター等名簿」 (様式第3号) を委託者に提出すること。

イ 派遣型専門家の業務

- (ア)派遣型専門家は、コーディネーターから指定された中小企業・小規模事業者に赴き、労務管理又は経営管理の改善等について助言又は指導等を行い、相談終了時には当該助言等の文書を相談者に手交すること。
- (4) 派遣型専門家は、上記(ア)の業務を行った際は、派遣された事業 所ごとに「派遣型専門家相談票」(様式第5号)を記載し、上記(ア) の相談者に手交した文書の写しを添付すること。
- (ウ) 相談者には、相談に対する「満足度調査票」の記入を勧奨すること。
- (エ)派遣型専門家は「派遣型専門家活動日誌」(様式第6号)を活動日ごとに作成し、翌月10日まで(3月は3月31日まで)に上記(イ)の相談票及び満足度調査票を添えて、受託者に提出すること。
- ウ 受託者は、派遣型専門家の活動状況を「派遣型専門家活動日誌報告書」(様式第7号)に記載し、上記イ(エ)の活動日誌、相談票及び満足度調査票の写しを添付した上で、翌月10日まで(3月は3月31日まで)に委託者あて報告すること。
- エ 受託者は、新たに委嘱した派遣型専門家に対して、事業の趣旨・目 的、業務の実施方法、最低賃金制度及び業務改善助成金等の中小企業 支援策等の業務に必要な知識について、研修を行うこと。
- オ 受託者は、委託者が必要に応じて行う当事業に係る研修を受講すること。

(2) 郡部地域等への積極的な派遣

受託者は、下記3の周知広報活動等を積極的に行い、月13日以上(原則2件/日換算)、計月26件以上を目途に、派遣型専門家の派遣を行うこと。この場合、特に最低賃金の引上げによる影響が大きいと考えられる郡部地域等に積極的に派遣型専門家を派遣すること。

また、当該派遣に当たり、福島労働局より、関係機関との連携の依頼があった場合は、これに従うこと。

なお、下記4によりセミナーを実施する場合は、1回につき6日分の

派遣に替えることができる。

- 3 周知広報活動(上記1、2関係)
 - (1) 受託者は、センターの内容について、リーフレットを作成(参考:別 添平成28年度周知用リーフレット)の上、印刷・配布し、本事業が中小 企業・小規模事業者において積極的に活用されるよう、創意工夫した周 知広報活動を行うこと。
 - (2) 受託者は、本事業のホームページを開設し、センターの所在地、開所 日、開所時間、電話番号(フリーダイヤル回線)及びメールアドレスを 掲載すること。また、本事業のホームページは、新設のほか、受託者の ホームページ(トップページ)に、本事業の実施を明記したバナーを設 けることでも可能とし、中小企業・小規模事業者が活用しやすいものに すること。

【参考】現行 HP URL http://www.○○○.or.jp

- (3) なお、特に中小企業・小規模事業者に広くセンターの活動を周知するとともに、上記 2 (2) の派遣日数を達成するため、以下を参考として、追加で積極的な広報を行うこと。
 - ・ ポスター、リーフレットを、公共交通機関、大型集客施設等に掲示 ・設置する。
 - ・ 地域情報紙、フリーペーパー等への広告を掲載する。
 - ・ Webサイト(企業の労務管理担当者等が閲覧する民間のサイト等) において、上記(2)にリンクするバナー広告を掲載する。
- 4 労務管理及び経営管理の改善等を目的とするセミナーの実施 上記 2 (2) により労務管理及び経営管理の改善等を内容とするセミナー を開催する場合は、以下のとおり開催すること。
 - (1) 実施時間 1時間以上とすること。
 - (2) 開催会場

受託者が、下記(4)の目標参加者数を上回る人員を収容できる会場を 確保すること。

なお、会場の選定に当たっては、参加者の利便性を考慮した場所とすること。

(3) 対象

中小企業・小規模事業者の事業主、企業の労務担当者等とすること。

(4) 目標参加者数

50人程度とすること。

(5) セミナーにおける講師

労働基準関係法令等に精通し、かつ業務改善助成金の手続きなどの実務的な知見を持ち、セミナー講師として実績を有する者を選任すること。

(例)

- 社会保険労務士の有資格者
- ・ 企業の労務担当者等、労務管理の知識・実務経験を有する者
- (6) セミナーの運営

セミナーの実施に当たり、受託者において、講師の選定・日程確保等の連絡調整、講師への謝金・旅費等の支払、会場の確保、参加者の受付、 資料の作成及び参加者への配付、司会進行等の運営一切を行うこと。

(7) 報告書の作成等

参加人数、参加者の所属企業、役職、セミナーの有意義度等について、 受託者においてアンケート(2頁程度)を作成・実施し、その内容を取 りまとめ、下記第3の2により提出すること。

(8) セミナー開催に係る広報

広報用ポスター及びリーフレットを作成するなど、積極的かつ効果的な広報を行うこと。

5 連絡調整会議の実施

円滑な事業運営のため、福島労働局との連絡調整会議を年2回以上開催 し、事業の実施状況等を踏まえた協議を行うこと。なお、連絡調整会議は 受託者側2人以上、委託者側2人以上で開催し、受託者は議事録等の記録 を作成すること。

第3 報告及び成果物の提出

- 1 受託者は、毎月10日まで(3月は3月31日まで)に、上記第2に定める各報告のほか、以下の報告を委託者あて提出すること。なお、平成29年4月及び5月分の開所日、開所時間等については、契約後速やかに委託者あて報告すること。
 - (1) 前月の相談件数及び主な相談内容
 - (2) 前月の派遣型専門家派遣件数
 - (3) 翌月以降の開所日、開所時間等

- 2 受託者は、事業終了後、以下の成果物を委託者あて提出すること。
 - (1) 事業報告書

ア 紙媒体 2部

イ DVD 1枚

- (2) コーディネーター等業務実施状況報告書 1部
- (3) 派遣型専門家活動日誌報告書 1部
- (4) 満足度調査結果 一式(1部)
- (5) セミナーアンケート調査結果 一式(1部)

第4 実施期間

平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

ただし、契約締結日までに国の予算(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は双方で別途協議する。

第5 留意事項

- 1 受託者は、上記第2、第3について、責任を持って契約書を履行するものとすること。
- 2 委託事業の結果に関する著作権等の権利は福島労働局に帰属するものであること。また、提出した報告書の内容は福島労働局において加工し又は 使用することがあること。
- 3 この仕様書に疑義が生じた場合は、下記第6の連絡先あて問い合わせる こと。
- 4 受託者は、以下の理由以外のときに、この仕様書及び納品場所等についての不明を理由として、異議又は契約の解除を申し出ることはできないこと。
 - (1) 担当者が、この仕様書又は契約書に違反した行為を行ったとき
 - (2) 契約期間内に予見することができない経済事情等の問題が生じ、契約 の履行ができなくなったとき
 - (3) 申出に正当な理由があると支出負担行為担当官が認めたとき
- 5 再委託の禁止
 - (1) 受託者は、業務の全部を再委託することはできないこと。 なお、再委託とは、本来受託者自ら行うべき業務の一部を効率性、合

理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、広報資料及びポスター・リーフレットの配送等を外部の専門業者に発注することは再委託には、当たらないものとする。

- (2) 受託者は、受託業務の総合的な企画及び評価並びに業務遂行管理部分を第三者に委託することはできないこと。
- (3) 受託業務の一部を再委託する場合は、予め再委託の相手方の商号又は 名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約 金額を記載した「再委託に係る承認申請書」(別添4様式第11号)を福 島労働局に提出し、承認を受けること。なお、委託契約金額に占める再 委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。
- (4) 再委託者からさらに第三者に委託が行われる場合は、再委託に係る承認申請書に加えて、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲、委託の必要性及び契約金額を記載した「履行体制図」(別添4様式第13号中の別紙)を福島労働局に提出すること。
- (5) 受託者は、機密保持、知的財産等に関して本事業に係る受託者の責務 を再委託者も負うこととなるよう、必要な処理を実施し、福島労働局に 報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最 終責任は受託者が負うこと。

6 応札要件

- (1)予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)予算決算及び会計令第73条の一般競争参加者の資格として、
 - ① 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - ② 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (4) 平成 28・29・30 年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)に おいて、「役務の提供等」で「B」、「C」又は「D」等級に格付けさ れ、東北地域の競争参加資格を有している者であること。
- (5)次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提 出期限の直近2年間に次の(オ及びカについては2保険年度)保険料に ついて滞納がないこと。

- ア 厚生年金保険
- イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
- ウ 船員保険
- 工 国民年金
- 才 労働者災害補償保険
- カ 雇用保険
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- 7 受託者は、本事業の履行に際し知り得た情報(個人情報等)を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない(契約完了後もこの義務を負うものとする。)。また、本委託業務遂行のため提供を受けたすべての資料等について、コピーしていた場合などは、受託者の責任で適正に廃棄すること。なお、情報(個人情報を含む)を漏洩した場合は速やかに委託者に報告すること。

第6 連絡先

福島労働局雇用環境・均等室

担 当:阿部

電 話: 024-536-2777 FAX: 024-536-4658

コーディネーター業務日誌

					氏名			印
活動	日	平成	年	月	日 ()		
活動内	容							
活動場	計							
【活動	内容】	1						
【特記	事項】	l						
	交通	手段						本
旅費								確認者印
	金額	(円)	印
								177

コーディネーター相談票

相談日 平成 年 月 日 方法 来所・電話・その他 相談者氏名 名称 事 所在地 業 (電話) 資本金額 場 又は 業種 企業規模 相談内容 (労務相談 ・ 経営相談 ・ 助成金 ・ その他 ※) ※ 該当するものに○を付ける(複数選択可)。 賃金引上げとの関連性の有無、有りの場合はその内容が分かるように記載。 対応内容

担当

最低賃金総合相談支援センター

コーディネーター等名簿

受託者代	表者職氏名	

氏名	資格等	経歴

コーディネーター業務実施状況報告書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

江 乱 日	相談件数	活動日数計)=	5動日数		
活動月	1	<u>計</u>	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
4 月	件	日	日	日	日	日	日
5 月	件	日	日	日	日	日	日
6 月	件	日	日	日	日	目	日
7月	件	日	日	日	日	日	日
8月	件	日	日	日	日	目	日
9月	件	日	日	日	H	日	日
10月	件	日	日	日	日	目	日
11月	件	日	日	日	H	日	日
12月	件	日	日	日	日	目	日
1月	件	日	日	日	H	日	日
2 月	件	日	日	日	日	日	日
3 月	件	日	日	日	日	日	日
計	件	目	日	日	日	日	日

受託者代表者職氏名

氏名	

派遣型専門家相談票

派遣日		平成	年	月	日 ()	:	~	:	
	名称									
事	所在地				(電	話	_		_)
業	担当者					確認 ※				
場	資本金額									
	又は					業種				
	企業規模									
相	相談内容(労務相談 ・ 経営相談 ・ その他 ※)									
*	該当するもの	○に○を付	けける(複数選択	可)。					
な	お、賃金引	上げとの	関連性の	有無、	有りの場	合はその	の内容が	分かる	らように言	己載。
対力	応内容									
						ı				
最低貨	賃金総合相記	炎支援セ	ンター		担	当				

※確認欄には、派遣先事業所から確認印を受けること。派遣先事業所に手交した文書を添付すること。

派遣型専門家活動日誌

派遣型専門家

					氏名			F
活動	日	平成	年	月	日 ()		
活動力	勺容							
活動場	易所							
【活動	内容]						
【結果]							
【特記	事項]						
_ ,, ,,		-						
	交通	 手段						74 37 4 CT
妆曲								確認者印
旅費	金額	(円)	印
								Hl

派遣型専門家活動日誌報告書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

	活動日数計	派遣型専門家別活動日数				
活動月	計					
月	日	日	日	日		
月	日	日	日	日		
月	日	日	日	日		
月	日	日	日	日		
月	日	日	日	日		
月	日	日	日	日		
月	日	日	日	日		
月	日	日	日	日		
月	月	日	日	月		
月	日	日	日	日		
月	日	日	日	日		
月	日	日	日	日		
計						

受託者代表者職氏名		
% 电型卡明 之 工力		
派遣型専門家氏名		

「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金相談センター)」における評価項目及びその評価基準

1 選考基準

別紙評価採点表により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち 3 に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 入札に係る技術等が入札の公告(これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。)において明らかにした技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を 定めるものとする。

3 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、入札価格に対する得点配分が全体の3分の1以上となる割合とする。なお、技術等の評価項目は、創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目とそれ以外の項目とに区分し、価格と同等に評価できる項目に対する得点配分と、入札価格に対する得点配分は、等しいものとする。

【得点配分】

総得点:150点

価格点:50点 技術点:100点

「価格と同等に評価できない項目 50点(評価項目1) 価格と同等に評価できる項目 50点(評価項目2)

(2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に50点を掛けて得た値とする。

【評価方法】 価格点=(1-入札価格/予定価格)×50

- (3) 技術等の評価方法については、次のとおりとする。
 - ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
 - イ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、0点となっている ものが1項目でもあれば、委員で協議を行い、不合格とするか否か決定する。
 - ウ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。
 - エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。
 - オ 創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。

- カ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。
- (4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)における評価採点表

1 採点

(価格点:技術点=1:2、配点配分=価格点50点、技術点100点)

I 価格点

価格点=(1-入札価格/予定価格)×50点	
-----------------------	--

●●委員

Ⅱ 技術点

	技術点					
	評価項目及び内容	5段階評価等 (該当に○を付ける)	加重	点数	配点(満点)	必須 項目
1	事業実施主体の適格性(価格と同等に評価できる項目)				50	
	① コーディネーター及び派遣型専門家の専門分野は、事業実施にあたり必要な専門分野であるか。	O · 5	-		5	0
	② コーディネーター及び派遣型専門家の委嘱について、候補者を確実に配置できるか。	O · 5	-		5	0
	③ コーディネーター及び派遣型専門家に対し研修を実施する体制が整っており、その内容は適切なものか。	1.2.3.4.5	× 2		10	-
	セミナーの内容は、仕様書記載の事項が網羅され適正であるとともに、参加者の 倒心を惹くような工夫がされているか。また、提案された広報が、集客を見込める、効果的なものであるか。	1.2.3.4.5	× 2		10	-
	⑤ 中小企業・小規模事業者の経営改善指導について、効果的で適切な体制を整えることができるか。	1.2.3.4.5	× 2		10	-
	経営管理に関する相談につき、コーディネーター及び派遣型専門家の専門分野 ⑥ 以外の相談がなされた場合、中小企業庁が行う中小企業支援事業の窓口と連携を図る体制が整えることができるか。	1.2.3.4.5	× 2		10	ı
2	技術点(創造性、新規性等)(価格と同等に評価できない項目)				50	
	① センターの設置場所、開所時間は、利用しやすいような創意工夫がなされているか。	1.2.3.4.5	× 2		10	-
	② センターの開所日、開所時間に関して、地域の実情に応じて、利用者に有益と考 えられる措置が月5日以上実施されているか。	1.2.3.4.5	× 2		10	-
	相談体制は、〇〇県の中小企業・小規模事業者からの相談に対し効率的に対応 ③ できるものとなっており、年間を通して、事業を円滑に実施しうるような企画となっ ているか。	1.2.3.4.5	× 2		10	-
	④ 各種媒体及び手段を用いて、効果的に相談事業の周知広報を行い、利用者を集めるための創意工夫がなされているか。	1.2.3.4.5	× 2		10	-
	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業) ・1段階目(※1):3点 ・2段階目(※1):4点 ・3段階目:5点 ・行動計画(※2):1点 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ⑤ ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(〈るみん認定企業・プラチナ〈るみん認定企業)・くるみん:3点 ・プラチナ〈るみん:4点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定・ユースエール認定:4点 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	1.2.3.4.5	× 2		10	_

[※] 点数については、各項目において5段階で評価し、加重係数を掛けたものとする。

5:特に優れている 4:優れている 3:普通 2:やや劣る 1:劣る

委託事業実施計画書

平成 年 月 日

福島労働局長 殿

住 所 名

- 1 委託事業の目的・内容
 - (1) 目的
- (2) 内容
- 2 委託事業を行う場所
- 3 委託事業実施期間平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 実施計画の内容
 - (1) 委託事業実施計画
 - (2) 所要経費 金 円 (別紙内訳のとおり)

委託費交付内訳

科 目	金額	内 訳
事業費		
管理諸経費		
小計		
消費税		
合計		

平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)委託契約書

「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)」の委託について、支出負担行為担当官福島労働局総務部長 金谷 雅也(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)とは、次のとおり契約を締結する。

(事業の委託)

第1条 福島労働局長(以下「委託者」という。)は、「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)」(以下「委託事業」という。)の実施を乙に委託する。

(事業の実施)

第2条 乙は、委託者が定めた「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)に係る仕様書」並びに乙が提出した「委託事業実施計画書」に基づき委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の額)

- 第3条 甲は、委託事業の実施に要する経費(以下「委託費」という。)として、金○○円(うち消費税等額○○円)を限度として、乙に支払うものとする。
- 2 乙は、委託費を別紙「委託事業費交付内訳」に記載された科目の区分にしたがって使用しなければならない。当該交付内訳が変更されたときも同様とする。

(委託期間)

第4条 委託の期間は、平成29年4月3日から平成30年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 甲は、この契約の保証金の納付を免除するものとする。

(事業実施計画の変更)

第6条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託事業変更通知書(様式第1号)により、その旨を甲及び乙に通知するものとする。その際、委託者は第3条の委託費の額を変更することができるものとし、乙に変更後

- の委託費の額に対する「委託費交付内訳」を提出させるものとする。
- 一 委託事業の内容を変更するとき
- 二 国の予算額に変更があったとき
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、委託事業実施 計画変更承認申請書(様式第2号)を委託者に提出し、その承認を受けなけ ればならない。
 - 一 委託事業実施計画書に掲げる事業の内容を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)
 - 二 別紙「委託費交付内訳」に記載された事業に要する経費の配分を変更しようとするとき (消費税等を除く委託費交付内訳の科目ごとに、いずれか少ない額の20%を超えない範囲内の流用増減である場合を除く。)
- 3 委託者は、前項の承認をするときは、甲に通知するものとする。
- 4 甲は、前項の通知を受け、委託事業の目的に照らし適正であると認めたと きは、変更委託契約書(様式第3号)により契約の変更を行うものとする。

(他用途使用の禁止)

第7条 乙は、この委託事業以外に、第3条の委託費の名目で支出してはならない。

(委託事業の遂行困難)

第8条 乙は、委託事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその 旨及びその理由を記載した書面を委託者に提出し、その指示を受けなければ ならない。

(実施状況報告)

- 第9条 乙は、委託者から要求があったときは、委託事業の遂行及び支出状況 等について、要求のあった日から20日以内に、委託事業実施状況報告書(様 式第4号)を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、委託事業実施状況報告書の内容から必要があると認める場合には、委託事業の実施について指示をすることができるものとする。

(業務完了報告書の提出)

第10条 乙は、業務終了後、直ちに業務完了報告書(様式第5号)を甲の指定 する検査職員に提出しなければならない。

(検査の実施)

第11条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後10日以内又は平成30年3 月31日までのいずれか早い日までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を 作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立会わなければならない。

(実施結果報告)

- 第12条 乙は、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了(中止又は廃止を含む。)したときは、委託事業終了の日から30日以内又は翌年度の3月31日のいずれか早い日までに委託事業実施結果報告書(様式第6号)を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による実施結果報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、委託事業の成果が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。
- 3 委託者は、検査の結果、不合格であったときは、乙に対し指定する期間内 に未履行部分の業務を実施させることができる。この場合に要する費用は乙 の負担とする。
- 4 第2項及び第3項の規定は、不合格後の再検査の際にも適用するものとする。

(委託費の精算等)

- 第13条 乙は、前条第1項の委託事業実施結果報告書の提出と同時に委託事業 費精算報告書(様式第7号)(以下「精算報告書」という。)を、委託者を 経由して甲に提出しなければならない。
- 2 委託者は、提出された精算報告書が前条第1項の委託事業実施結果報告書 に適合するものであるか前条第2項の検査に併せて精査し、甲に通知するも のとする。
- 3 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、 適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託費確定通知書(様式第8号) により委託者を経由して乙に対して委託費の確定通知を行うものとする。な お、委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条に規定す る委託費の限度額のいずれか低い額とする。
- 4 乙は、前項の規定による確定通知を受けたときは、適正な支払請求書を作成し官署支出官福島労働局長(以下「官署支出官」という。)に請求するものとする。
- 5 官署支出官は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払 いを行うものとする。

(委託費の概算払)

第14条 甲は、前条の規定にかかわらず、委託者が必要と認めた場合に限り、 乙の請求により第3条に規定する委託費の限度額の範囲内で概算払すること ができる。

- 2 乙は、前項の概算払を請求するときは、委託事業費概算払請求書(様式第 9号)を官署支出官に提出するものとする。
- 3 官署支出官は、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

(概算払における委託費の返還)

- 第15条 乙は、前条の規定に基づき委託費の概算払を受けた場合であって、第 13条第3項の規定により委託費の額を確定した場合において、既にその額を 超える委託費が交付されているときは、甲の指定する期限までに、その超え る額を返還しなければならない。
- 2 乙は、委託費の取扱いから生じた預金利息についても、甲の指示に従って 返還しなければならない。

(支払遅延利息)

第16条 官署支出官は、第13条第5項又は第14条第3項において、その定める期間内に乙に委託費を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.8%を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(委託費の経理)

第17条 乙は、委託事業の実施経過を明らかにするため、他の経理と区分して 委託事業に係る収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしてお かなければならない。

(書類の備付け及び保存)

- 第18条 乙は、委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係 を明らかにする帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係わる書類等を国 の会計及び物品に関する規定に準じて整備しなければならない。
- 2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(実施に関する監査等)

第19条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対し、関係 帳簿、書類及び資料の提出を求め又は監査を行うことができる。

(事故等の報告)

第20条 乙は、この委託事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂

行に重大な支障を来し、もしくは来すおそれのある事故等が発生した場合には、速やかにこの旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

(委託事業の中止又は廃止)

第21条 乙は、委託事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、 委託事業中止 (廃止)承認申請書 (様式第10号)を委託者に提出し、その承 認を受けなければならない。

(契約の解除等)

- 第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業の全部若 しくは一部の停止を命じ又は契約を解除することができる。
 - 一 重大な法令違反があったとき
 - 二 重大な契約違反があったとき
 - 三 前条の委託事業の中止又は廃止の承認申請があった場合で、委託者が承認したとき
 - 四 本事業を実施することが困難であると委託者が認めたとき
- 2 乙は、前項の規定により契約の解除があったときは、第13条及び第15条の 規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について乙に故意又 は重大な過失が認められたときは、甲は、その一部又は全部を支払わないこ とができる。また、既支払分がある場合には、その返還を求めることができ るものとする。

(違約金)

第23条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、違約金として第3条 の金額の100分の20に相当する金額を乙に請求することができる。この場合の 違約金の請求は、第28条に規定する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告 を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三

者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどして いるとき

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し くは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利 用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して いるとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を した場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来 にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下 請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。) 及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請人 又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方を いう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、 直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除さ せるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第28条 乙は、この契約に違反し又は故意若しくは重大な過失により国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。
- 2 甲は、第22条第1項第4号の規定により契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。
- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の 負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が 甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(延滞金及び加算金)

- 第30条 乙は、第15条の規定による委託費の残額又は預金利息、第23条の規定による違約金及び第28条の規定による損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年5.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 2 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部の返還をし、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。なお、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。
- 3 甲は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算 金の一部又は全部を免除することができる。
- 4 甲は、第2項の「過失」による場合において、やむをえない事情があると 認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。
- 5 第2項の委託費の返還については、第1項の規定を準用する。延滞金、元本(返還する委託費)及び第2項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

(再委託)

- 第31条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託する場合には、委託者を経由して甲に再委託に係る承認申請 書(様式第11号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当 該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第 三者(以下「再委託者」という。)の行為について、すべての責任を負うも のとする。
- 5 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するため に必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければ ならない。

(再委託先の変更)

第32条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に 該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書(様式第12号)を委託者 を経由して甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第33条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、 当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した 履行体制図(様式第13号中の別紙)を委託者を経由して甲に提出しなければ ならない。
- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書(様式第13号)を委託者を経由して甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - 一 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名 称のみの変更の場合
 - 二 事業参加者の住所の変更のみの場合
 - 三 契約金額の変更のみの場合
- 3 前項の場合において、委託者及び甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(物品の管理)

第34条 乙は、委託事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的

に従って効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

- 第35条 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格が50万円 以上の財産については、甲の承認を得なければ処分してはならない。この場 合において、甲の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったと きは、その収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。
- 2 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格が5万円以上 50万円未満の財産について処分した場合には、速やかに委託者に報告しなけ ればならない。
- 3 委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定するものについては、 委託事業が終了したとき(委託事業を中止又は廃止したときを含む。)は、 これを国に返還しなければならない。

(権利の帰属)

第36条 この契約による委託事業の結果に関する著作権等の権利は、委託者に 帰属するものとする。

(公表等の制限)

第37条 乙は、委託者の承諾なしに、委託事業の内容を公表してはならない。

(守秘義務)

第38条 乙は、委託事業に関して知り得た秘密を委託者の承諾なしに他に漏ら し、又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第39条 乙は、この契約により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾無しに第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙が、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとし、保存期間経過後、適正な方法で廃棄しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

- 5 個人情報の漏洩等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、乙 は速やかに事案の発生した経緯、被害状況等をまとめ委託者に報告するとと もに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならな い。また、乙は事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置 を講じなければならない。
- 6 乙は、個人情報の取扱いについて、規程を設けなければならない。

(委託事業の引継)

第40条 乙は、国の会計年度又は委託事業が終了(中止又は廃止を含む。)し、 甲が本委託事業を委託する次の事業者が乙でない場合には、当該事業の引継 を乙が実施する委託事業が終了するまでに適切に行うものとする。

(信義則条項)

第41条 甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行する。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第42条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全 部又は一部を解除することができる。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項 又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の 写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第43条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の 全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定) として、甲の指示に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同 法第8条の2 (同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に 限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令の全部を取 り消す審決が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第 1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定 による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令の全部を取り消す審決が確 定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第 18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったと き。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止 法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合 において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第44条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(法令違反等に基づく損害賠償・中途解除)

第45条 乙が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けた場合や、競争 参加資格・要件について虚偽の申告が判明した場合等は、甲は乙に対して損 害賠償金を支払わせることができ、かつ、中途解除することができる。

(その他)

- 第46条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙双方が協議して定めるものとする。
- 2 この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印 の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成○○年○○月○○日

甲 福島県福島市霞町1番46号 支出負担行為担当官 福島労働局総務部長

金谷 雅也 印

Z 000000000

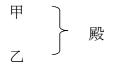
00 00 即

委託費交付内訳

区分	委託金額
事業費	
管理諸経費	
小計	
消費税	
111 8 1/11	
∧ ⇒ 1.	
合計	

委託事業変更通知書

平成 年 月 日



福島労働局長

「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)」の実施計画に下記の変更の必要が生じたので通知します。

記

1 変更理由

2 変更事項

変	更	前	変	更	後

委託事業実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日

福島労働局長 殿

 \angle

「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)」実施計画を変更したいので、承認いただきたく下記により申請します。

- 1 変更理由
- 2 変更年月日 平成 年 月 日
- 3 変更事項
- (1) 実施計画

変	更	前	変	更	後	

(2) 委託費交付内訳

(∠)				24.		k ==	/str	
	科目	変	更	前	麥	更 更	後	
I	事業費							
П	管理費							
Ш	消費税							
IV	合計							

変更委託契約書

記

(委託費の額)

第3条 甲は、事業の実施に要する経費(以下「委託費」という。)として、金 , 円(うち消費税等額 , 円)を限度として、乙に支払うものとする。

この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の 上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 福島県福島市霞町1番46号 支出負担行為担当官 福島労働局総務部長

金谷 雅也 印

Z 000000000

00 00 印

委託費交付内訳 (変更後)

	科目	金 額	備考
I	事業費		
П	管理費		
Ш	消費税		
IV	合計		

委託事業実施状況報告書

平成 年 月 日

福島労働局長 殿

乙

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴職から要求のあった「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)」の実施状況を別添により報告します。

業務完了報告書

平成 年 月 日

検査職員

福島労働局総務部総務課 会計第一係長 殿

> 名称 代表者氏名 印

契約件名 「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相 談支援センター)」

上記の業務について、平成〇年〇月〇日をもって完了したので、本件契約書第 10条の規定に基づき報告します。

委託事業実施結果報告書

平成 年 月 日

福島労働局長 殿

 \angle

「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)」の実施結果を別添により報告します。

委託事業費精算報告書

支出負担行為担当官 福島労働局総務部長 殿 (福島労働局長経由)

 \angle

「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援セ ンター)」について下記のとおり精算します。

記

1 委託費の額 金

円也

2 委託費使用内訳

区分	委託費の額	流用の額	流用後の	支出額	差引差額	備考
			委託費の額			
合計						

3 受取利息の額

円也

4 返還を要する額

円也

5 委託費支出内訳明細書 別紙のとおり

区分	委託費の額	流用の額	流用後の 委託費の額	支出額	差引差額	備考
			女儿员*>识			
合計						

(様式第8号)

平成 年 月 日

乙 殿

支出負担行為担当官 福島労働局総務部長 (福島労働局長経由)

委託費確定通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)」に係る委託事業実施結果報告書(様式第6号)及び委託事業費精算報告書(様式第7号)について、平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)委託契約書第13条第3項の規定に基づき審査した結果、下記のとおり委託費の額を確定したので通知します。

記

確定額 金 円

委託事業費概算払請求書

平成 年 月 日

官署支出官 福島労働局長 殿

 \angle

「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)」の実施に係る経費として、下記の金額を交付されたく請求します。

記

- 1 概算払の額 金 円也
- 2 請求内訳 平成 年 月 日から平成 年 月 日までに要する経費 明細については、別紙のとおり
- 3 振込先

平成29年度専門家派遣・相談等支援事業 (福島県最低賃金総合相談支援センター) 委託費内訳書

		<u> </u>	<u> </u>	(A)((((a) + ((a)))	(F)(1) (A)	
		2	3	4(2+3)	5(1-4)	
区分	委託費の額	今回申請額	既交付額	計	差引未交付額	備考
0 = 1						
合計						

(様式第10号)

委託事業中止 (廃止) 承認申請書

平成 年 月 日

福島労働局長 殿

乙

「平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)」を、下記により中止(廃止)したいので承認いただきたく申請します。

記

- 1 中止 (廃止) する事業内容
- 2 中止 (廃止) 理由
- 3 中止期間又は廃止年月日

中止期間 平成 年 月 日より

平成 年 月 日まで

(廃止年月日 平成 年 月 日)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 福島労働局総務部長 殿 (福島労働局長経由)

平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 福島労働局総務部長 殿 (福島労働局長経由)

平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 福島労働局総務部長 殿 (福島労働局長経由)

名称代表者氏名印

平成29年度専門家派遣・相談等支援事業(福島県最低賃金総合相談支援センター)履行体制図変更届出書

契約書第33条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

- 1 契約件名(契約締結時の日付番号も記載のこと。)
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額(乙が再委託する事業者の未記載のこと。)
- ・ 再委託の必要性
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
В			

